令和４年度　公文書開示（11月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分 開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	（根拠規定）条例７条 1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課等
1	R4.9.14	R4.11.9	（１）兼職承認通知書（４環総総第302号） （２）兼職承認通知書（３環総総第645号）	2	1															環境局　総務部　総務課
2	R4.9.19	R4.11.9	（仮称）〇〇（建物名） ・緑化計画書（変更） （20環自緑指第414号の３　令和４年３月３日受理）	4		1					1		1						ア　次の部分は、特定の個人を識別することができるものであるため、東京都情報公開条例第７条第２号該当する。 ・「緑化計画書（変更）」の個人の氏名 イ　次の部分は、印影に関する情報であるため、公にすることにより、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため、東京都情報公開条例第７条第４号に該当する。 ・「緑化計画書（変更）」の個人及び事業者の印影	環境局　自然環境部 緑環境課
3	R4.9.19	R4.11.18	３環地環主第151号「〇〇（建物名）」令和４年３月３日付特定建築主等氏名等変更届出書（決裁文書等を含む。）	4		1					1	1	1						・担当者の氏名 　東京都情報公開条例第７条第２号に該当（特定の個人を識別することができるため。） ・特定建築主の印影 　東京都情報公開条例第７条第４号に該当（犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。） ・「令和４年３月３日付建築物環境計画書の変更箇所について」のうち、「２．その他項目」 　東京都情報公開条例第７条第３号に該当（法人の公表していない事業に係る情報であり、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。）	環境局　気候変動対策部 環境都市づくり課
4	R4.9.19	R4.11.18	（仮称）〇〇（建物名）（建築敷地の地名地番：〇〇、建築主：〇〇）について、建築物環境計画書の情報について東京都のウェブサイトでの公開をしないことを決裁した文書一式。					1											請求内容に係る公文書は取得及び作成しておらず、存在しない。	環境局　気候変動対策部 環境都市づくり課
5	R4.9.25	R4.11.24	東京都環境局気候変動対策部環境都市づくり課で保有する「（仮称）〇〇（建物名）建替え計画」に係る ・様式1-1-1総合設計制度　環境性能係数・エネルギーの面的利用の適用に関するチェックシート（2020年度版）及び添付資料一式（令和４年5月23日付） ・諸制度議事録			1					1	1	1	1					（主なもの） ・法人の従業者の氏名 　個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため（条例第７条第２号に該当）。 ・延べ面積に係る項目の一部、「基本方針への適合を確認する用途の有無」、「適用する環境性能係数」、「環境への配慮のための措置及びその取組状況（住宅用途）」の各項目、駐車場等の床面積（駐車台数）、公益施設の面積、利用人口、住宅（利用関係・形態等）、カーボンマイナスの取組、都市開発諸制度の種類、主たる用途、環境性能のそれぞれ非開示とした部分等 　本件建築物は建設を予定している段階のものであり、本件建築物の建設に係る事業方針等に関わる未確定の情報を公にすることは、事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（条例第７条第３号に該当）。未成熟な情報が確定した情報として誤解され都民の間に混乱を生じさせる恐れがあるため（条例第７条第５号に該当）。 ・住宅戸数 　本件建築物は建設を予定している段階のものであり、本件建築物の建設に係る事業方針等に関わる未確定の情報を公にすることは、事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（条例第７条第３号に該当）。 ・公開空地、容積率に係る項目の一部、割増容積率の限度、総合設計要件の審査項目 　未成熟な情報が確定した情報として誤解され都民の間に混乱を生じさせる恐れがあるため（条例第７条第５号に該当）。 ・建替計画のスケジュール内容の一部 　本件建築物は建設を予定している段階のものであり、非開示とした箇所は、本件建築物の建設に係る事業方針等に関する未確定の情報及び事業者のノウハウに係る情報であり、公にすることにより、未確定の情報が確定したかのような捉え方をされるなどして無用な混乱や誤解を生むほか、ノウハウが同業他社に明らかになること等により、事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。（条例第７条第３号に該当）。非開示とした箇所は、環境性能に係る都の機関と事業者との協議・検討内容に関する情報であり、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報として誤解され都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるほか、都の機関内部における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため（条例第７条第５号に該当）。 ・配置図等 　本件建築物は建設を予定している段階のものであり、本件建築物の建設に係る事業方針等に関わる未確定の情報を公にすることは、事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。また、本件建築物に関わる事業者の独自のノウハウが含まれる左記の情報は、通常公にされるものではなく、これらを公にすることにより、同業者等が当該ノウハウを知ることが可能になるなど、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（条例第７条第３号に該当）。未成熟な情報が確定した情報として誤解され都民の間に混乱を生じさせる恐れがあるため（条例第７条第５号に該当）。建物内部の情報は、公にすることにより、建物への不法な侵入等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため（条例第７条第４号に該当）。 ・環境性能に関する検証内容 　本件建築物は建設を予定している段階のものであり、本件建築物の建設に係る事業方針等に関わる未確定の情報を公にすることは、事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。（条例第７条第３号に該当）。また、本件建築物に関わる事業者の独自のノウハウが含まれる左記の情報は、通常公にされるものではなく、これらを公にすることにより、同業者等が当該ノウハウを知ることが可能になるなど、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（条例第７条第３号に該当）。未成熟な情報が確定した情報として誤解され都民の間に混乱を生じさせる恐れがあるため（条例第７条第５号に該当）。環境性能に関する事業者との協議内容は、都の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため（条例第７条第５号に該当）。 ・その他諸制度議事録で非開示とした部分 　本件建築物は建設を予定している段階のものであり、本件建築物の建設に係る事業方針等に関わる未確定の情報を公にすることは、事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる。また、本件建築物に関わる事業者の独自のノウハウが含まれる左記の情報は、通常公にされるものではなく、これらを公にすることにより、同業者等が当該ノウハウを知ることが可能になるなど、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（条例第７条第３号に該当）。環境性能協議に関する日時、時系列、協議内容に関する部分であり、都の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報として誤解され都民の間に混乱を生じさせる恐れがあるほか、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため（条例第７条第５号に該当）。	環境局　気候変動対策部 環境都市づくり課
6	R4.9.25	R4.11.24	東京都環境局気候変動対策部地域エネルギー課で保有する「（仮称）〇〇（建物名）建替え計画」に係る ・諸制度協議録 ・エネルギーの面的利用導入・受入検討書及び添付資料一式（令和４年5月23日付）			1					1	1	1	1					（上記以外の主なもの） ・地域冷暖房の導入の検討内容及び検討結果、太陽光発電設備の導入の検討結果、地域冷暖房を導入しない場合の熱源機器の概要等 　本件建築物は建設を予定している段階のものであり、本件建築物の建設に係る事業方針等に関わる未確定の情報を公にすることは、事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（条例第７条第３号に該当）。 　未成熟な情報が確定した情報として誤解され都民の間に混乱を生じさせる恐れがあるため（条例第７条第５号に該当）。	環境局　気候変動対策部 地域エネルギー課
7	R4.9.25	R4.11.22	（仮称）〇〇（建物名）建替え計画 ・相談・処理カード（４環自緑相第105号） ・緑化計画書（４環自緑指第89号） ・総合設計緑化計画チェックシート			1					1	1	1	1					（上記以外の主なもの） ・「相談・処理カード」及び「緑化計画書」の個人の氏名及び電話番号 　特定の個人を識別することができるものであるため（条例第７条第２号該当）。 ・屋上平面図、緑化計画図・樹木等一覧、緑化求積図、緑化計画断面図等 　本件建築物は建設を予定している段階のものであり、本件建築物の建設に係る事業方針等に関わる未確定の情報を公にすることは、事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 　また、本件建築物に関わる事業者の独自のノウハウが含まれる左記の情報は、通常公にされるものではなく、これらを公にすることにより、同業者等が当該ノウハウを知ることが可能になるなど、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（条例第７条第３号に該当）。 　未成熟な情報が確定した情報として誤解され都民の間に混乱を生じさせる恐れがあるため（条例第７条第５号に該当）。	環境局　自然環境部 緑環境課